

## 福島学院大学における公的資金研究費の使用に関する行動規範

この行動規範は、公的資金研究費を使用する上で、本学教職員としての守るべき運営方針を明らかにするものである。

1、教職員は、公的資金研究費使用に当たり、関係する法令・通知等はもちろん、当該費用の配分機関の定める規則及び本学が定める規程等の使用ルールを遵守する。

2、教職員は、公的資金研究費の原資が国民の税金等で賄われていることを認識し、常に説明責任を果たすものとして行動する。

3、研究者は、研究費が公的資金によるものであり、公的研究費を研究者個人で経理することはできないので、必ず機関による経理管理が必要という原則を自覚して行動する。

4、事務職員は、専門的能力をもって公的資金研究費の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあることを自覚して行動する。

5、教職員は、公的資金研究費の不適切な使用が当事者のみの問題にとどまらず、本学におけるすべての教育研究に対する深刻な影響、更には研究費の使用そのものに対する国民の不信等を招く重大な事態であることを十分に自覚し、別に定める公的資金研究費の使用に関する不正防止計画をふまえて行動する。

この行動規範の改廃は、理事会の議を経て学長が行う。